

概要版

第2次 八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)

～まちづくり 人にやさしく 人がやさしく～



2021(令和3)年 3月
八尾市

人権とは

「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である」と「世界人権宣言」にうたわれており、「日本国憲法」においても、基本的人権の享有と法の下に平等が保障されるなど、誰もが生まれながらに持っている権利と考えられています。また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて、各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人びとが個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」と述べられています。

人権教育・啓発とは

人権教育・啓発とは、学校教育だけでなく子どもから大人まで、すべての市民を対象とし、自分が大切であるのと同じように、他の人びとも大切な存在として理解し、人間としての尊厳が守られた社会を実現していくためには、どうすればよいのかを生涯にわたって学習することです。また、人権について単に知識として知るだけでなく具体的な態度や行動に現れるように、手段・方法を重視した取り組みを通じて、日常生活の中で自然に人権が守られた社会を実現していくために、市民と行政が協働して創造していく活動です。

計画の位置づけ

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づいて策定しています。また、「八尾市第6次総合計画」に基づき推進するとともに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題（部落差別）、外国人など各分野の個別計画等においても人権教育・啓発に関わる取り組みを進め、本計画と連携しながら一体的に実施します。

計画の目標年次

本計画の目標年次は、2025（令和7）年度とします。

第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）

概要版

～まちづくり 人にやさしく 人がやさしく～

2021（令和3）年3月

編集・発行：八尾市人権文化ふれあい部人権政策課
〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号
TEL 072-924-3830
FAX 072-924-0175
E-mail jinkenseisaku@city.yao.osaka.jp
刊行物番号 R2-267

